倫理裁定委員会規程

第1節総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、日本ハンドボールリーグ規約(以下「JHL規約」という)第93条に基づき、一般社団法人日本ハンドボールリーグ(以下「JHL」という)倫理裁定委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。なお、本規程における文言は、特段の定義がある場合を除き、JHL規約の定めに従うものとする。

第2条〔所管事項〕

倫理裁定委員会は、以下の事項を所管する。

- (1) JHL規約第94条第2項に基づき申立てがなされた事項
- (2) JHL規約第100条に基づき理事長から諮問された事項(同第98条第2項に基づき 理事長から事実関係の調査を委任された場合を含む。)

第3条〔組織および委員〕

- (1)倫理裁定委員会は3名以上5名以内の委員をもって構成する。
- (2)委員は、ハンドボールに関する経験と知識を有し、または法曹資格、企業等経営もしくは学識経験者を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の同意を得て理事長が任命する。

第4条〔委員の任期〕

- (1)委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2)補欠または増員により任命された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (3)委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第5条〔委員長〕

- (1) 裁定委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は委員が互選するが、法律家(弁護士、検察官、裁判官または法律学の教授、 准教授もしくはそれに準ずる者)でなければならない。
- (3) 委員長は倫理裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから互選された者がその職務を代行する。

第6条〔会議および議決〕

- (1) 倫理裁定委員会の会議は、委員長が招集する。
- (2)倫理裁定委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまた は議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して 開催することを妨げない。
- (3)倫理裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7条〔審理の非公開〕

倫理裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、倫理裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第8条〔言語〕

- (1) 倫理裁定委員会の手続および書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- (2) 当事者等が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第9条〔代理人〕

弁護士および倫理裁定委員会が承認した者以外の者は、裁定委員会の手続において、審理 対象者、理事長の決定を求める者(以下「申立人」という)および申立の相手方(以下「被 申立人」という)の代理人となることができない。

第10条〔倫理裁定委員会の事務〕

倫理裁定委員会の事務処理は、理事長が指名する J H L の事務局(以下「事務局」という)が行う。

第11条〔守秘義務〕

委員、審理対象者、申立人、被申立人、代理人、審理を傍聴した関係者および事務局その 他倫理裁定委員会の手続に関与した者は、同手続を通じて入手した情報を他に漏らしては ならない。

第12条〔免責〕

委員および事務局は、故意または重過失による場合を除き、倫理裁定委員会に関する作為 および不作為について何人に対しても責任を負わない。

第2節 紛争解決

第13条〔申立手続〕

- (1) JHL規約第94条第2項の定めに従い、申立人は、倫理裁定委員会に対し、次の書類を書面または電磁的記録により提出しなければならない。
- ① 申立書
- ② 申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し
- ③ 代理人により申立を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の申立書には、次の事項を記載しなければならない。
- ① 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する)および住所
- ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
- ③ 裁定の申立の趣旨
- ④ 裁定の申立の理由および立証方法
- (3) 申立の手数料は、1件につき金10万円とし、申立人は申立と同時にJHLに当該手数料を納付しなければならない。

第14条〔申立の受理および通知〕

- (1)倫理裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立てがあったときは、これを受理するとともに、被申立人に対し、すみやかにその旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には申立を受理しないことができる。
- ① 申立人が不当な目的により申立をしたものと認められるとき
- ② 申立人が権利または権限を有しないと明らかに認められるとき
- ③ 正当な代理権限を有しない者が関与する申立てと認められるとき
- ④ JHLが既に紛争処理を行った紛争に関する申立てであるとき
- ⑤ 紛争解決に必要のない問題に対する判断を求める申立てと認められるとき
- ⑥ 申立てにかかる事案について、裁判所その他の機関において訴訟・調停等の手続が係 属中であるときまたは裁定対象者間の紛争が解決しているとき
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、倫理裁定委員会が紛争解決行うのに適当でないと認め るとき
- (2)前項の通知には、申立書1部および前条第1項第2号に定める書証がある場合はその写しを添付しなければならない。

第15条〔答弁〕

- (1)被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、倫理裁定委員会に対し、次の書類を提出して答弁することができる。
- ① 答弁書

- ② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
- ③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状
- (2) 前項第1号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
- ① 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する)および住所
- ② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
- ③ 答弁の趣旨
- ④ 答弁の理由および立証方法
- (3)倫理裁定委員会は、前2項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、すみやかにその旨を通知する。
- (4)前項の通知には、答弁書1部および第1項第2号に定める書証がある場合はその写し を添付しなければならない。
- (5)倫理裁定委員会は、第1項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第16条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が提出する書類の部数は、委任状を除き3部(原本を提出するときは、その写しを含めて3部)とする。ただし、当事者が3名以上のときは、当事者1名につき1部増加する。

第17条〔申立内容の変更〕

- (1)申立人は、倫理裁定委員会から被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、倫理裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。
- (2) 申立人はいつでも申立てを取り下げることができる。ただし、納付した手数料はいかなることがあっても返還されない。

第18条〔審理または調査のための権限等〕

- (1)倫理裁定委員会の審理は原則として書面審理とするが、倫理裁定委員会が争点整理、 証拠調べその他のために必要であると認めるときは、審問期日を開き、当事者に出席を命じることができる。
- (2)倫理裁定委員会は、申立の審理のために必要と認めたときは、第三者の証言、鑑定人の鑑定および資料の提出を命じ、その他の調査を行うことができる。

第19条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第20条〔裁定〕

- (1)倫理裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が署名押印した裁定書を作成し、これを理事長に提出しなければならない。
- ① 当事者の氏名または名称(法人の場合は代表者も記載する)および住所
- ② 代理人があるときは、その氏名および住所
- ③ 主文(倫理裁定委員会の判断の結論)
- ④ 判断の理由
- ⑤ 裁定書の作成年月日
- ⑥ 委員長および審理に参加した委員の氏名
- (2)前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第21条〔和解〕

- (1) 当事者の申出がある場合または倫理裁定委員会が相当と認める場合には、倫理裁定委員会は当事者に和解を勧告することができる。
- (2) 申立後当事者が和解した場合において、倫理裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。
- (3)前項の書面には、前条第1項第1号、第2号、第5号および第6号ならびに第2項に 定める事項を記載するものとする。

第22条〔紛争解決手続の終了〕

倫理裁定委員会は、次のいずれかに該当する場合には紛争解決手続を終了させることができる。

- ① 当事者が本規程の定める手続に出頭せず、その他倫理裁定委員会の指示に従わない 等、紛争解決が困難なとき
- ② 倫理裁定委員会が当該事案は紛争解決に適しないと認めるとき

第3節 諮問手続

第23条〔諮問手続〕

(1) 倫理裁定委員会は、JHL規約第 100 条に基づき理事長から次の各号に掲げる事項を記載した諮問書により諮問を受けたときは、すみやかに答申を行うための手続を開始する。なお、倫理裁定委員会の調査および審議の対象は必ずしも諮問書の範囲に限定されるものではなく、審理対象者およびその関係者(以下「対象者等」という)が個人に限定されていたとしても、JHL規約第 104 条に基づき当該個人が所属するJHLチームに対する制裁を答申することを妨げず、また、倫理裁定委員会が妥当と認めるときは、諮問

書に記載されていない制裁根拠に基づく制裁を答申することができる。

- ① 対象者等が個人であるときは、氏名および所属先
- ② 対象者等が 【 HLチームであるときは、その名称および住所ならびに代表者の氏名
- ③ 制裁対象となる具体的事実および制裁根拠となる規約等の該当条項
- (2)前項の審議は、第3条の定めにかかわらず、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。また、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとする。

第24条〔調査〕

- (1)倫理裁定委員会は、答申を行うため、自らまたは事務局に指示して必要な調査を行う ことができる。倫理裁定委員会または事務局による調査の対象となった J H L チームま たは J H L チームに所属する個人(選手、チームスタッフ、役員その他の関係者を含む) は、当該調査に協力しなければならない。
- (2)倫理裁定委員会は、事務局に調査の結果の提出を求め、調査または答申においてこれを利用することができる。
- (3)倫理裁定委員会は、理事長に対しJHL規約第98条第2項に基づく理事長または専門委員会の調査結果の提出を求め、調査または答申においてこれを利用することができる。
- (4)倫理裁定委員会は、調査に必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第25条〔事情聴取〕

倫理裁定委員会は、諮問手続に際し委員長が必要と判断した場合、自らまたは倫理裁定委員会の指定する者により、対象者等に対して事情聴取を行うことができる。事情聴取は、倫理裁定委員会の判断により、電話、インターネット等の通信回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取については、対象者等の同意がある場合もしくは対象者等が事情聴取を拒否、無断欠席した場合または対象者等からの書面の提出がなかった場合には、この限りではない。

第26条〔証拠の評価〕

倫理裁定委員会は、対象者等、目撃者の供述、文書、音声、画像の記録および専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

第27条〔答申〕

倫理裁定委員会は、理事長からの懲罰案に関する審議の結果について、審議が終了したと

きは、次の事項を記載した答申書を作成し、委員長が署名押印して理事長に提出しなければ ならない。

- ① 対象者等が個人であるときは、氏名および所属先
- ② 対象者等が | H L チームであるときは、その名称および住所ならびに代表者の氏名
- ③ 倫理裁定委員会の判断の結論(制裁案の内容)
- ④ 判断の理由
- ⑤ 答申書の作成年月日
- ⑥ 委員長および審議に参加した委員の氏名

第28条〔公表〕

- (1) JHLは、理事長が決定した制裁を公表するものとする。ただし、公表にあたっては、対象者等、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮し、当該権利を侵害するおそれがある等の特段の事情がある場合においては、公表を差し控えることができるものとする。
- (2) JHLは、対象者等に制裁の内容を書面にて通知する。対象者等が JHLチームに所属する場合は、所属する JHLチームに、制裁の内容を書面にて通知することで足りるものとする。

第4節 附 則

第29条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第30条〔施行〕

本規程は、2025年10月22日から施行する。